

下妻市発注工事における単品スライド条項の運用について

下妻市では、最近の工事資材や原料等の価格が高騰している状況を踏まえ、平成 20 年 9 月 5 日より、下妻市建設工事請負契約約款第 21 条第 6 項の規定に基づき、請負代金額の変更について下記のとおり適用することとしました。

記

1 対象となる工事

- 承認日現在継続中の工事または今後新規発注する請負金額 130 万円以上の工事
- 品目ごとに算定した当該工事に係る増額部分（1%を超える）が対象

2 対象品目

- 【鋼材類】・・・H型鋼、異形棒鋼、厚版、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（但し非鉄金属は含まない）
- 【燃料油】・・・軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油

3 スライド額算定方法

$$\text{スライド額} = \text{鋼材類の変動額} + \text{燃料油の変動額} - \text{対象工事費 (P)} \times 1\% \\ (\text{鋼B} - \text{鋼A}) + (\text{油B} - \text{油A}) - P \times 1/100$$

$$\text{価格変動前の金額 (鋼A 油A)} = \text{設計時点の実勢価格} \times \text{数量} \times \text{請負比率}$$

$$\text{価格変動後の金額 (鋼B 油B)} = \text{変動後の実勢価格} \times \text{数量} \times \text{請負比率}$$

- ※1 但し、上記の式に基づき算出した鋼B、油Bよりも、
実際の購入金額の方が安い場合は、鋼B、油Bは実際の購入金額とする。

例) 鋼材類の増額分 1. 2% この場合鋼材類のみが対象となる
燃料油の増額分 0. 8%

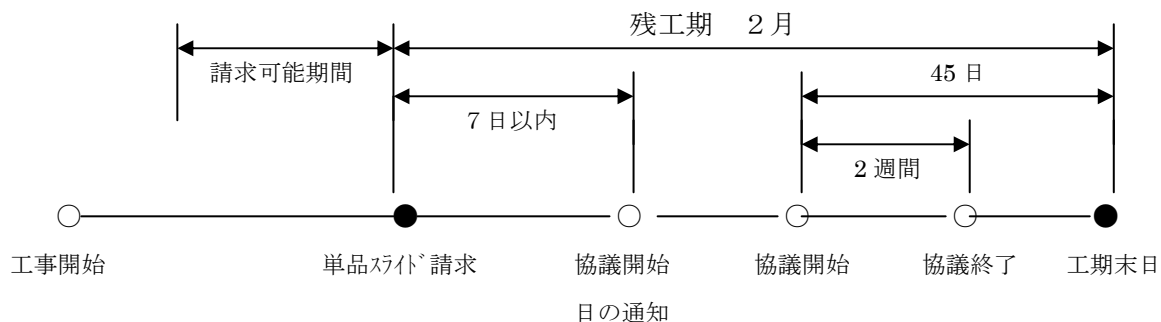
- ※2 上記算式はそれぞれが1%を超え双方が対象となった場合であり、
個別に1%を超えない場合はその資材は適用されない。

- ※3 対象工事費とは、最終的な契約変更後の請負代金額

4 単品スライド条項の適用手続

- ◆申請時期、変更時期
 - ⇒工期末の2ヶ月前までに請求
 - ⇒工期末にスライド額変更契約をする
- ◆申請に必要な書類(必須)：価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期を証明する書類

<スケジュール>



5 その他

- ◆運用の詳細については、国土交通省「工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」<http://www.mlit.go.jp/common/000019861.pdf> を準用する。
- ◆今回の措置は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更であり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ◆今回の措置は、当面の間の暫定措置であり、恒久的措置ではない。

問い合わせ先
下妻市役所
総務課契約検査係
電話 0296-43-2111
内線 1224